

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月13日

【四半期会計期間】 第125期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 日本郵船株式会社

【英訳名】 Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・社長経営委員 工藤 泰三

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 03 - 3284 - 6220

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 高橋 栄一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 03 - 3284 - 6220

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 高橋 栄一

【縦覧に供する場所】 日本郵船株式会社横浜支店  
(横浜市中区海岸通三丁目9番地)  
日本郵船株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区牛島町6番1号)  
日本郵船株式会社関西支店  
(神戸市中央区海岸通一丁目2番31号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第124期 第3四半期 連結累計期間	第125期 第3四半期 連結累計期間	第124期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	1,481,753	1,351,019	1,929,169
経常利益又は経常損失( )	(百万円)	110,156	24,862	114,165
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失( )	(百万円)	71,249	17,275	78,535
四半期包括利益又は 包括利益	(百万円)	16,042	67,265	41,995
純資産額	(百万円)	702,094	644,275	728,094
総資産額	(百万円)	2,103,137	2,064,358	2,126,812
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は 四半期純損失金額( )	(円)	41.98	10.18	46.27
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	31.4	29.2	32.2

回次		第124期 第3四半期 連結会計期間	第125期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額( )	(円)	15.84	3.07

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高は消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）抜きで表示している。
3. 第124期第3四半期連結累計期間及び第124期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。第125期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。
4. 第124期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理している。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、第1四半期連結累計期間よりセグメントの事業・役務区分の一部見直しを行いました。変更の内容については、「第一部 企業情報 第4 経理の状況 注記事項(セグメント情報等)」に記載されておりです。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、前事業年度の有価証券報告書に記載した「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりです。

#### (19) 重要な訴訟事件等の発生について 郵船ロジスティクス㈱について

連結子会社である郵船ロジスティクス㈱は、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、平成21年3月18日付で公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。その後、同社は本命令の内容には承服できないものがあるとして審判手続開始の請求を行い、審判手続を重ねてまいりましたが、平成23年7月6日付で公正取引委員会から各審判請求をいずれも棄却する旨の審決を受けました。同社はこの審決書における公正取引委員会の判断に得心することはできないものとして、平成23年8月3日付で東京高等裁判所に対して審決取消の訴状を提出いたしました。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日までの9ヶ月間）の業績は、連結売上高1兆3,510億円（前年同四半期1兆4,817億円）、営業損失161億円（前年同四半期営業利益1,180億円）、経常損失248億円（前年同四半期経常利益1,101億円）、四半期純損失172億円（前年同四半期純利益712億円）となりました。

#### (概況)

当第3四半期連結累計期間は、米国経済の景気回復の遅れ、欧州の財政・金融問題、中国経済の減速傾向を背景に、世界経済は先行き不透明感が継続しており、為替は夏以降1ドル70円台後半で推移し、中東情勢の混乱から燃料油価格は更に高騰し、海運を取り巻く事業環境は依然厳しいものとなっています。東日本大震災の影響により寸断された完成車輸送を中心とする物流のサプライチェーンは、夏場には回復しましたが、タイの洪水の影響で再度寸断され荷動きが停滞しました。全体的なコンテナの荷動きは前年比堅調に推移していますが、大型コンテナ船の竣工による船腹の供給過剰から運賃水準は低迷しており、特に欧州航路での下落率は顕著です。ドライバルカー市況はケープサイズバルカーが9月以降回復しましたが、比較的堅調だった中・小型バルカーの市況は11月以降軟化傾向となりました。タンカー市況は船腹需給関係の改善が進まず低迷を続けており、海運業部門で前年比業績は大幅に悪化しました。一方、非海運業部門のターミナル関連事業、航空運送事業、物流事業、不動産業などでは利益を確保していますが、客船事業では、日本市場での東日本大震災の影響、米国市場での景気低迷により販売が伸び悩み、業績は低迷しています。

これらの要因により売上高は前年同四半期比1,307億円減（8.8%減）となりました。一方、引き続き減速航海などのコスト削減に取り組んだものの、燃料油価格の高騰などのコスト増により売上原価は前年同四半期比で136億円増（1.1%増）となりました。販売費及び一般管理費の削減にも取り組みましたが、営業利益は前年同四半期比1,341億円減で、売上高営業利益率は前年同四半期の8.0%から1.2%へと、9.2ポイント下落しました。この結果、経常利益は前年同四半期比で1,350億円減、四半期純利益は同885億円減といずれも前年同四半期比大幅に悪化し損失を計上しました。

なお、当第3四半期連結累計期間の為替レートと燃料油価格の前第3四半期連結累計期間からの変動は以下のとおりです。

	前第3四半期 (9ヶ月)	当第3四半期 (9ヶ月)	差額
平均為替レート	87.46円/US\$	79.11円/US\$	8.35円 円高
平均燃料油価格	US\$470.75/MT	US\$654.91/MT	US\$184.16高



(注) 為替レート・消費燃料油価格とも、当社社内値である。

(セグメント別概況)

第3四半期連結累計期間(9ヶ月間)

(単位:億円)

	売上高				営業利益			経常利益			
	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減額	増減率	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減額	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減額	
一般貨物輸送事業	定期船事業	3,607	3,201	405	11.2%	363	289	653	330	311	641
	ターミナル関連事業	926	1,058	131	14.1%	60	60	0	58	61	2
	航空運送事業	676	625	50	7.5%	78	38	39	70	31	39
	物流事業	3,007	2,755	251	8.4%	61	65	4	67	77	10
	不定期専用船事業	6,090	5,396	693	11.4%	602	12	615	552	101	653
その他事業	客船事業	287	245	42	14.6%	5	37	31	7	38	30
	不動産業	86	80	6	7.2%	26	23	3	35	31	4
	その他の事業	1,169	1,340	170	14.6%	6	9	3	4	1	5

第3四半期連結会計期間(3ヶ月間)

(単位:億円)

	売上高				営業利益			経常利益			
	前第3四半期 連結会計期間	当第3四半期 連結会計期間	増減額	増減率	前第3四半期 連結会計期間	当第3四半期 連結会計期間	増減額	前第3四半期 連結会計期間	当第3四半期 連結会計期間	増減額	
一般貨物輸送事業	定期船事業	1,099	994	105	9.6%	74	134	209	68	138	206
	ターミナル関連事業	299	346	47	15.8%	19	20	0	18	21	2
	航空運送事業	219	193	25	11.6%	32	5	27	29	3	25
	物流事業	983	896	86	8.8%	19	31	11	22	35	12
	不定期専用船事業	1,941	1,819	122	6.3%	170	23	147	157	13	171
その他事業	客船事業	85	72	12	15.0%	4	16	12	5	16	11
	不動産業	27	26	0	2.9%	8	9	1	10	9	0
	その他の事業	400	438	37	9.5%	3	2	0	0	0	0

- (注) 1. 当年度より開始した中期経営計画で提示された一般貨物輸送事業に属する4つの報告セグメントをまとめて表示する為、当年度より報告セグメントの並び順を変更している。
2. 上記の前第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結会計期間の数値は、当社グループの物流事業の再編に伴う「ターミナル関連事業」、「物流事業」、「不定期専用船事業」に係る事業・役務区分の一部見直しによる変更を反映していない。
3. 第3四半期連結会計期間の数値は、第2四半期連結累計期間の数値をベースとして差し引きすることにより算出している。

当第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日までの3ヶ月間）のセグメント別概況は以下のとおりです。

< 定期船事業 >

北米、欧州の東西航路においては、相次ぐ大型コンテナ船の竣工により悪化した需給関係を改善するために、減便を含むサービスの合理化を行いました。運賃の下落に歯止めは掛かりませんでした。円高の影響もあり、賃収は前年同四半期比で大幅に減少する結果となりました。一方、南米航路などの南北航路においては、需要減退に合わせて配船の合理化を実施することで、運賃の下落幅を最小限に留める事ができました。アジア航路では、タイの洪水の影響により関係地域で積高が減少しましたが、総じて荷動きは堅調でした。全航路において、減速航海の徹底による燃料消費量の削減など各種のコスト削減にも努めました。燃料油価格の高騰による費用増を補いきれず、業績は前年同四半期比で大幅に悪化し損失を計上しました。

< ターミナル関連事業 >

国内外のターミナル取扱量は前年同四半期並みを維持し、コスト削減にも努め、業績は前年同四半期とほぼ同水準の利益を計上しました。

< 航空運送事業 >

日本貨物航空(株)は、欧米諸国の信用不安により、日本及びアジア発の航空貨物の荷動きが低迷しました。また、燃料油価格が高騰したこともあり、航空貨物の荷動きが回復基調にあった前年同四半期との比較で業績は悪化しましたが、継続的なコスト削減努力の結果、利益を確保しました。

< 物流事業 >

航空貨物は、タイの洪水の影響を受けアジア発の荷動きが停滞しましたが、日本発タイ向けの復興需要もあり収益性の改善に寄与しました。また米州や欧州からの輸出貨物は堅調に推移しました。海上貨物は、欧州の景気低迷によりクリスマスの需要が伸び悩みましたが、アジア域内での輸送需要を取り込み、比較的堅調に推移しました。ロジスティクス事業は、米国での個人消費の停滞を反映しアジアからの輸入貨物が伸びず低調に推移しました。これらの結果、物流事業全体では前年同四半期比で減収となったものの、収益性改善により増益となりました。

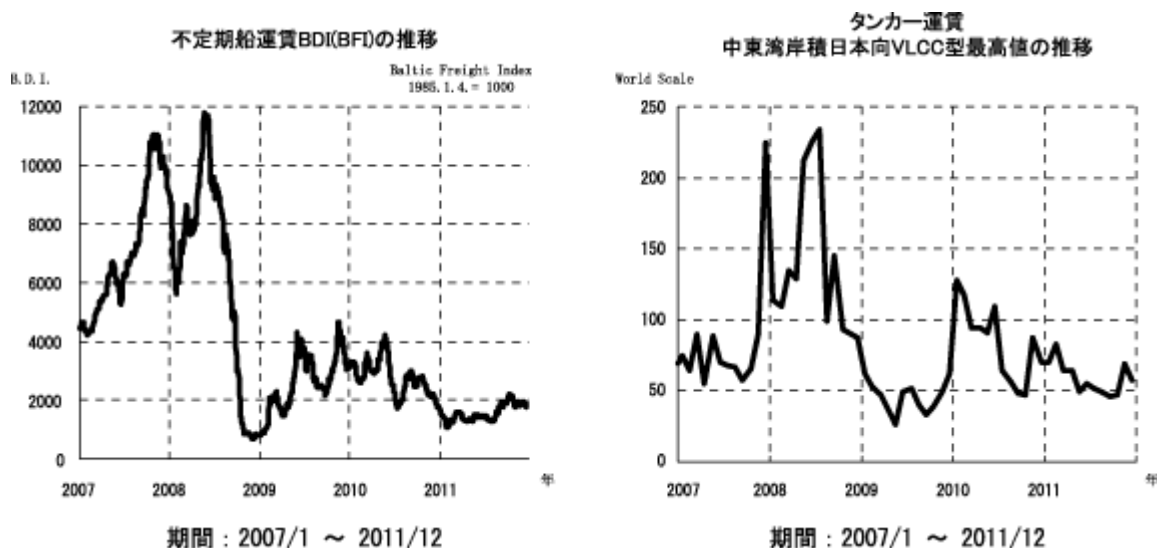
< 不定期専用船事業 >

自動車船部門では、国内自動車メーカーが東日本大震災の影響による減産から立ち直り、下期の反転に向けて準備が整った矢先にタイで発生した洪水により、自動車産業のサプライチェーンが再び寸断されました。タイからの完成車輸出台数は前年同四半期比で大幅に減少し、日本からの輸出も一部車種の生産が停止するなど、完成車輸送に与えた影響は甚大でした。一方、当四半期には新造船1隻を投入して船腹を増強するとともに、引き続き燃料費を中心とした運航費節減を行いました。

ドライバルク部門では、新造船の大量竣工が続き船腹の供給圧力が徐々に高まる中、鉄鉱石価格の下落により中国向け鉄鉱石の荷動きが増加し、9月に底値圏を脱したケープサイズバルカーの市況は上昇を続けました。しかし、パナマックス以下の中・小型バルカーの市況は、石炭や鋼材などの荷動き減少により年末に向け軟化しました。運航面では減速航海の徹底など通じて燃料消費量削減に努めました。

タンカー部門では、冬季の石油需要期を迎え中国など新興国・途上国の石油需要増がありました。欧米諸国の石油需要が前年同四半期比減少し、海上荷動きは盛り上がりには欠けました。また、新造船大量竣工の一方、解撤・改造が進まず洋上備蓄も減少し、船腹過剰感が強まりました。この結果、原油タンカーの市況は、上昇する局面もありましたが長続きせず、低水準で推移しました。石油製品タンカーもアジアのナフサ需要が伸びず、船腹過剰のため市況は低迷しました。

これらの結果、不定期専用船事業全体で前年同四半期に比べ売上は下回り、前四半期に続いて損失を計上しました。



< 客船事業 >

日本市場の飛鳥 は、主として国内景気の閉塞感などによりクリスマスシーズンでの集客が全体的に伸び悩み、また北米市場のクリスタル・クルーズも、米国の景気回復の遅れや欧州債務問題、中東諸国の政情不安などの影響を受け、前年同四半期と比較して乗船率と売上が減少し、損失が拡大しました。

< 不動産業、その他の事業 >

不動産業はほぼ前年同四半期並みの結果となりました。その他の事業では、商事業において燃料油販売価格の上昇から前年同四半期比で売上を伸ばし、その他の事業全体で増収となりましたが、利益面では概ね前年同四半期並みの結果となりました。

平成24年3月期第1四半期及び第2四半期連結会計期間に係るセグメント別概況については、平成24年3月期第1四半期報告書（平成23年8月15日提出）及び平成24年3月期第2四半期報告書（平成23年11月14日提出）をご参照下さい。



## (2) 対処すべき課題

### 1. 経営環境の変化への対応

当第3四半期連結累計期間においては、海運市況低迷や円高の進行、燃料油価格高騰に加え、タイ洪水の影響によりコンテナや完成車の輸送需要が大幅に落ち込み、厳しい事業環境が続いています。世界経済においても、新興国で底堅い回復傾向が持続する一方、先進国で景気停滞が顕著となっており、下振れリスクを抱えた状態が続く見通しとなっております。

当社グループは、平成23年4月よりスタートした新中期経営計画“More Than Shipping 2013”に基づいて、従来の海運業の枠組にとどまらないプラスアルファの戦略を実行し、かかる厳しい状況への対応を進めていきます。

### 2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を一部修正するとともに、「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策」についても一部修正の上、更新することを決議し、平成23年6月23日開催の当社第124期定時株主総会において株主の皆様のご承認により発効いたしました（以下一部修正の上、更新後のものを「本プラン」といいます。）。

#### 1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、以下に申し述べます当社及び当社企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）の企業理念を理解し、当社グループがその企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社グループは、「海・陸・空にまたがるグローバルな総合物流企業グループとして、安全・確実な『モノ運び』を通じ、人々の生活を支えます。」を当社グループ企業理念の基本として、日々の企業活動を行っております。

当社グループが標榜するグローバルな総合物流とは、海上運送事業に、陸上運送事業及び倉庫事業等の陸上物流事業、航空運送事業、並びにターミナル事業等を、世界的な規模で有機的かつ複合的に結合させて海運業プラスアルファのサービスをお客様に提供するとともに、海運市況変動の経営に与える影響を極力小さくすることを目的とする事業形態であります。

当社は、この総合物流は、グローバル社会の基盤の役割を担う公共性を持った事業であるのみならず、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を最大化する事業形態でもあると考えております。当社はこの考え方を当社グループの経営戦略の根幹に据え、従来よりその発展及び深化に努めてまいりました。

当社グループは現在、海上運送事業分野においては、新興国等の経済成長に伴い拡大する資源運送の分野をはじめとして、積極的な船舶投資を行っております。その一方で、陸上物流事業ではサービスネットワークの拡大、新興地域での事業拡大、及び総合物流戦略を中心としたお客様本位の営業基盤の整備に取り組んでおります。航空運送事業においては新鋭機材の導入等の投資を続けております。これら海・陸・空の輸送モードを整備し海運業プラスアルファのサービスを提供してお客様に満足いただくことで、当社は総合物流企業グループとしての更なる発展を目指しております。

また、当社グループは、企業は株主・投資家の皆様をはじめとし、お客様、社会、グループ社員その他のステークホルダーなしには存在しえない社会的存在であり、社会に対する責任（CSR）こそが経営の基本であり、かつ当社グループの企業価値の源泉でもあると考えております。当社グループは、当社グループの有する経営資源及び利益の社会への還元に努めるとともに、総合物流の基盤をなす環境対策及び安全対策に積極的な施策を講じる等、CSR経営を深化させております。

当社グループは、今後ともCSR経営への強い意識を有するグローバルな総合物流企業グループとして発展することにより、その企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目指します。

当社は、上場企業として、特定の者による株券等の大規模な買付行為を受け入れるか否かは、当社株主の皆様に必要な情報が提供された上で、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資する当社株券等の大規模な買付行為がなされることを否定するものではありません。

しかし、株券等の大規模な買付行為の中には、株主の皆様が株券等の大規模な買付行為の内容等について検討し、取締役会が意見を取りまとめ、必要に応じ代替案を提示するために必要な時間や情報を提供しないもの、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を顧みずに当該買付者自身の利益のみを図る濫用的なもの、又は、買付等の条件が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあるものがあることを、否定することができません。

当社は、かかる買付行為を行う者は、冒頭に申し述べた点に鑑み、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えます。したがって、かかる買付行為に対しては、法令及び当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を講じることといたしました。

## 2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下に申し述べます、新中期経営計画の策定及びその実施、コーポレート・ガバナンスの強化、更に投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元を進めてまいり所存です。

当社取締役会は、これらの取組みはいずれも当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目指すものであることから、1)で申し述べた基本方針に沿うものであって、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

### 新中期経営計画“More Than Shipping 2013”の策定及びその実施

当社は、さる平成23年3月31日、平成23年4月から平成26年3月までを対象期間とする新中期経営計画“More Than Shipping 2013”を策定し発表いたしました。この新中期経営計画により、当社グループの新たな成長とそれを支える基盤の整備の道筋を、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様へ提示し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の最大化を図ってまいります。

新中期経営計画“More Than Shipping 2013”においては、「アジアの成長を世界へ繋ぐ」を副題として、従来の海運業にプラスアルファの戦略を策定し、アジアの成長を取り込み更なる成長を目指します。

### 企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目指し、透明性の高い経営体制の構築を目指しております。その中でコーポレート・ガバナンスの整備は重要な課題であり絶えず見直しを進めております。

当社は平成14年より経営委員制度を導入し、取締役の人数を削減することで取締役会の活性化を図ってまいりました。現在の当社の取締役は13名です。また、株主総会招集通知を原則的に総会開催の3週間前に発送し、株主の皆様が余裕を持って議案をご検討いただけるように努めてまいりました。当社は、旧プランの導入に伴い、一層の経営の透明性確保のためと取締役会による経営監督機能の強化を図るため、平成20年6月24日開催の当社定時株主総会において新たに独立性の高い社外取締役の選任と、取締役任期を1年とする定款変更を株主の皆様にお諮りし、承認をいただいておりますが、この点は、本プランへの更新後も同様です。なお、当社の社外取締役（2名）及び社外監査役（2名）は、いずれも(株)東京証券取引所等へ届け出た独立役員であり、独立性が高く、株主の皆様と利益相反が生じるおそれのない者です。

### 投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元

当社は、海上運送事業はもとより他の事業の拡充など将来の事業展開と市況の変動に耐えうる内部留保の水準とに留意しつつ、配当性向や当社の業績の見通し等を総合的に勘案しながら、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としています。

なお、新中期経営計画“More Than Shipping 2013”においては連結配当性向の目安を25%として掲げております。

### 3) 本プランの導入の目的

当社は、1)に述べましたとおり、CSRは経営の根本であるとの強い意識を有するグローバルな総合物流企業として発展することにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目指しており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業活動の基本理念を理解し、当社グループがその企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。旧プランは、かかる観点から、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株券等の大規模な買付行為を防止すべく平成20年に導入したもので、今回これを一部修正した上で本プランとして更新することとしたものです。

もっとも、当社は、同じく1)に述べましたとおり、当社株券等の大規模な買付行為が行われた場合、それが当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあるか、ひいてはこれに対し対抗措置を講ずるか否かは、最終的には株主の皆様が判断されることであると考えております。しかし、株主の皆様がこの判断を適切に行うには、当該大規模な買付行為を行う者、その目的、その条件、大規模な買付行為の資金の調達方法及び買付行為の後の当社グループの経営方針及び事業計画等を知ることが不可欠であり、それらの情報を収集し、株主の皆様には伝達するのは、株主の皆様の負託を受けて会社経営の任にあたる取締役会の責務であると考えております。状況によっては、取締役会が株主の皆様に対し、買付者の経営方針及び事業計画等に対する代替案をお示ししその判断に委ねることもまた、取締役会の責務であると考えております。にもかかわらず、大規模な買付行為を行う者がそれら情報の提供に応じない場合には、当社グループの企業価値及び株主共同の利益が著しく毀損されるのを防ぐため、取締役会は原則として速やかに対抗措置を講じる必要があると考えております。また、大規模な買付行為を行う者が、取得した株券等の高値買取りを会社に要求する、会社を一時支配後会社の資産等を廉価に取得しようとする、株主に株券等の売却を事実上強要する等当社グループの企業価値及び株主共同の利益を顧みずに当該買付者自身の利益のみを図る濫用的な買付者である場合にも、同様であると考えます。更に、買付等の条件が、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると考えられる場合には、対抗措置を講ずるか否かの判断は、企業価値及び株主共同の利益を図るべく経営の任にあたる取締役会の責務を踏まえつつも、最終的には株主の皆様が委ねるのが適切であると考えております。

そして、これらの過程において、取締役会が万が一にも恣意的に行動することのなきよう、それを防ぐための措置を講ずることも必要であります。

本プランは、上述の各要請を合理的に調整し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるためのものです。

#### 4) 本プランの概要及び対抗措置の発動

本プランは次の手続きに従って進められるものとします。

##### < 発動対象 >

本プランの対象となる買付は、議決権割合が20%以上となる大規模買付等です。

##### < 独立委員会の設置 >

当社取締役会は、大規模買付等が行われる際に対抗措置発動の是非等を審議する機関として、社外取締役及び社外有識者等合計3名以上で構成される独立委員会を設置します。

独立委員は社外取締役岡本行夫氏、社外取締役翁百合氏、及び社外有識者平山正剛氏の3名です。

##### < 手続きの流れ >

- (ア) 大規模買付者に、当社株式等の大規模買付等を行うに先立ち当社代表取締役に対し、意向表明書を提出していただきます。
- (イ) 当社取締役会は、意向表明書を受領した後10日以内に、提出していただく大規模買付情報のリストを大規模買付者へ交付します。
- (ウ) 大規模買付者には、大規模買付情報を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は買付説明書を調査し、株主の皆様の判断並びに取締役会及び独立委員会の意見形成に十分なものであることを確認します。  
当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、最初の買付説明書を提出した日から最長60日までの期間において、買付説明書を補足又は追加する情報の提供を求めることができるものとします。
- (エ) 買付説明書の確認終了後、取締役会は独立委員会に対抗措置発動の是非について諮問します。独立委員会は、当社取締役会に対し、大規模買付者から買付説明書の提出が完了した日から最長30日までの期間において、当該大規模買付等並びに買付説明書に対する意見、当社取締役会の決定している事業施策等並びにそれらの正確性及び正当性を基礎付ける資料、代替案、その他独立委員会が必要かつ十分と認める情報の提供を求めることができるものとします。独立委員会は、原則60日の検討期間において、対抗措置の発動の是非等について調査及び協議を実施し、当社取締役会に対し対抗措置の発動、不発動他の勧告を行います。  
取締役会は独立委員会の勧告内容に従い以下(オ)～(キ)の対応を行います。
- (オ) 独立委員会が大規模買付者を「濫用的買付者」（グリーンメーラー等）と認定し対抗措置の発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、大規模買付者に対する対抗措置（新株予約権の無償割当て等）を発動することができるものとします。ただし、対抗措置が新株予約権の発行の場合であっても、一部の新株予約権者に対する現金交付は行いません。
- (カ) 以下の条件の場合、取締役会は、株主の皆様の意思を確認するために株主総会を招集し、対抗措置発動の承認を経た上で、対抗措置を発動することができるものとします。
  - (i) 独立委員会が、大規模買付者は濫用的買付者に該当すると認め、かつ取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合
  - (ii) 独立委員会が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する事態をもたらすおそれがある買付等と判断した場合

- (キ) 独立委員会が対抗措置の不発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重しなければならないものとします。
- (ク) 大規模買付者が本プランが定める手続きを遵守しない場合、独立委員会の発動勧告を経た上で、取締役会是对抗措置を発動することができるものとします。

#### 5) 本プランの発効、有効期間、廃止及び変更

本プランは、平成23年6月23日開催の当社第124期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき発効しております。本プランの有効期間は本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会が独立委員会の承認を得た上で本プランを廃止する旨の決議を行った場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設若しくは改廃が行われ、又は重要な裁判所の判断が示され、当該新設、改廃又は判断を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の主旨の範囲内で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報の公表を速やかに行います。

#### 6) 本プランの株主及び投資家の皆様等への影響

##### 総論

本プランは、当社株主及び投資家の皆様が本プランに定める手続きを遵守するかどうかを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、ひいては、当社株主及び投資家の皆様に代替案の提示を受ける機会を与えることにつながりうるものです。これにより、当社株主及び投資家の皆様が、十分な情報のもとで、本プランに定める手続きを遵守するかどうかについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上につながるものと考えます。したがって、本プランは、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提ともなるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、4)において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守するかどうかにより大規模買付等に対する当社の対応が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、当社からの適時開示や大規模買付者の動向にご注意ください。

##### 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主及び投資家の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付等を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、当社株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った当社株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

#### 7) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等の大規模買付等が行われる場合に、大規模買付者に対し、当社株主の皆様が大規模買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報の提供を求め、当社取締役会が、その内容を当社株主の皆様へ伝達し、更に必要に応じて当社株主の皆様へ代替案をお示しすることを可能とするためのものです。それにもかかわらず、大規模買付者がこれらを提供しない場合、又は濫用的買付者に該当する場合には、企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のために対抗措置を発動することを可能にし、それらにあたらぬ大規模買付等の場合であっても、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認められた場合は株主総会を招集して当社株主の皆様に対抗措置の発動の是非について直接判断していただく場を設けようとするものであって、基本方針に沿ったものと考えております。

#### 8) 本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は、本プランは株主共同の利益を損なうものではなく、役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。その理由は、7)で申し述べた点に加えて、次のとおりです。

##### (ア) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則 2. 事前開示・株主意思の原則 3. 必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえております。

##### (イ) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

平成23年6月23日開催の当社第124期定時株主総会において、本プランの適否に関して当社株主の皆様のご意思を確認させていただきました。本プランの有効期間は本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとしており、それまでに開催される株主総会において当社株主の皆様から本プランの継続についてご承認をいただけない場合、本プランは自動的に廃止されるものとします。

また、平成20年6月24日開催の定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更を当社株主の皆様にお諮りしご承認をいただいておりますが、この定款変更によりその後の定時株主総会における取締役の選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての当社株主の皆様のご意思を確認できるようにしております。

(ウ) 対抗措置発動の対象たる買付者の要件の合理性、明確性及び厳格性等

本プランにおいては、取締役会決議により対抗措置発動をなしうる対象である手続不遵守買付者及び濫用的買付者について、合理的にして明確かつ厳格な要件を設定しております。そして企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認定される大規模買付者への対抗措置の発動については、株主総会の決議により、これを決定していただくことにしております。

(エ) 独立性の高い社外者の判断と情報開示

本プランにおいては、要件に該当するか否かの判断が容易で、恣意性に入る余地の小さい手続不遵守買付者に対しても独立委員会の勧告を経て当社取締役会が対抗措置の発動を決定しうることとしております。濫用的買付者の認定及び同買付者に対する対抗措置の発動については、当社の社内取締役及び経営委員等の経営陣から独立しているのみならず、会社の経営、経済又は法令に通暁した者（独立委員会委員3名のうち2名は、(株)東京証券取引所等へ届け出た独立役員であり、また、もう1名は当社と顧問契約を有しない弁護士であり、独立性が高い上に当社株主の皆様と利益相反が生じるおそれもございます。）から成る独立委員会の判断に委ねられており、その勧告を最大限尊重して当社取締役会はそのために必要な決議を行うこととして、取締役の恣意的判断がなされる余地を極力排除しております。

また、独立委員会が、当該大規模買付者は企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある大規模買付者であると認定した場合の対抗措置の発動の是非については、株主総会において判断していただくことにしており、当社取締役会が恣意的に決定することができないようにしております。

(オ) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現した場合、独立委員会は当社の費用により、ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士及び弁護士等の専門的な知識、経験及び知見を有する者（以下「第三者専門家」といいます。）の助力を受けることができるものとしております。また、独立委員会の勧告及び勧告を導くためのこれら専門家からの意見等の概要のうち独立委員会が相当と認めたものは公表いたします。

(カ) 情報の公表

大規模買付者からの意向表明書又は買付説明書の提出があったこと等は、本プラン記載の時期に公表することとし、買付説明書の内容、当社取締役会が独立委員会に提出した意見及び事業施策等、第三者専門家の意見並びに独立委員会の答申書の内容のうち開示が相当と認められるものは、本プラン記載の適切な時期に公表することとしております。

(キ) デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は2)で申し述べましたとおり、取締役任期を1年としておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。



### (3) 研究開発活動

当社グループは、革新的な環境技術の開発に取り組んでいます。完全子会社である(株)MTIとともに、環境負荷を低減する省エネ船の開発を継続し、国土交通省の平成23年度「船舶からのCO<sub>2</sub>削減技術開発支援事業」の補助対象に8事業が選定されるなど、技術開発を進めています。補助対象事業の一つとして、船舶用ハイブリッド給電システムを当社が運航する自動車運搬船に搭載し、実証実験を開始しています。また、自動車運搬船の船倉用大型ファンの省エネルギー化にも取り組みました。

なお、当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は532百万円であります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,983,550,000
計	2,983,550,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,700,550,988	1,700,550,988	東京、名古屋、大阪 各証券取引所(注)	単元株式数は1,000株である。
計	1,700,550,988	1,700,550,988		

(注) 東京、名古屋、大阪とも市場第一部に上場している。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権及び新株予約権付社債はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年12月31日		1,700,550,988		144,319,833		151,691,857

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,687,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,686,383,000	1,686,383	
単元未満株式	普通株式 10,480,988		
発行済株式総数	1,700,550,988		
総株主の議決権		1,686,383	

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式14,000株（議決権14個）が含まれている。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本郵船(株)(注)	東京都千代田区丸の内 2-3-2	3,640,000		3,640,000	0.21
日本港運(株)	神戸市中央区海岸通 5-1-3	8,000		8,000	0.00
三洋海事(株)	兵庫県尼崎市中在家町 3 -449	15,000		15,000	0.00
太平洋汽船(株)	東京都千代田区神田駿河台 4-2-5	24,000		24,000	0.00
計		3,687,000		3,687,000	0.21

(注) 株主名簿上は、当社名義となっているが、実質的に所有していない株式500株がある。

なお、当該株式数は「発行済株式」の「単元未満株式」欄の普通株式に含まれている。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けている。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	1,481,753	1,351,019
売上原価	1,224,996	1,238,637
売上総利益	256,757	112,381
販売費及び一般管理費	138,734	128,502
営業利益又は営業損失( )	118,022	16,120
営業外収益		
受取利息	1,665	2,359
受取配当金	3,851	3,874
持分法による投資利益	4,717	1,521
その他	4,179	4,543
営業外収益合計	14,413	12,298
営業外費用		
支払利息	12,974	12,014
為替差損	5,945	4,671
その他	3,359	4,353
営業外費用合計	22,279	21,040
経常利益又は経常損失( )	110,156	24,862
特別利益		
固定資産売却益	8,550	16,136
その他	15,440	6,804
特別利益合計	23,991	22,941
特別損失		
固定資産売却損	2,504	2,797
傭船解約金	7,525	3,542
減損損失	1,546	2,614
その他	14,476	3,848
特別損失合計	26,053	12,802
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	108,094	14,723
法人税等	34,036	83
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失( )	74,058	14,640
少数株主利益	2,808	2,635
四半期純利益又は四半期純損失( )	71,249	17,275

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	74,058	14,640
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,981	18,453
繰延ヘッジ損益	19,382	7,379
為替換算調整勘定	27,371	20,212
持分法適用会社に対する持分相当額	6,280	7,923
持分変動差額	-	1,344
その他の包括利益合計	58,015	52,624
四半期包括利益	16,042	67,265
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	15,008	67,684
少数株主に係る四半期包括利益	1,033	418

## (2)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	152,568	139,032
受取手形及び営業未収入金	182,276	179,320
有価証券	45,619	5,080
たな卸資産	53,734	57,890
繰延及び前払費用	53,342	60,915
繰延税金資産	15,061	13,746
その他	62,526	65,448
貸倒引当金	2,672	2,526
流動資産合計	562,457	518,909
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	707,819	730,223
建物及び構築物（純額）	75,561	72,708
航空機（純額）	4,271	4,123
機械装置及び運搬具（純額）	29,361	27,290
器具及び備品（純額）	5,647	5,413
土地	61,768	62,075
建設仮勘定	262,227	254,775
その他（純額）	4,244	4,227
有形固定資産合計	1,150,901	1,160,838
無形固定資産		
借地権	2,974	2,856
ソフトウェア	6,797	6,812
のれん	19,064	17,915
その他	3,388	3,763
無形固定資産合計	32,225	31,348
投資その他の資産		
投資有価証券	270,301	228,124
長期貸付金	18,575	15,807
繰延税金資産	10,029	26,464
その他	84,083	85,402
貸倒引当金	3,686	3,345
投資その他の資産合計	379,302	352,452
固定資産合計	1,562,429	1,544,639
繰延資産	1,925	810
資産合計	2,126,812	2,064,358

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び営業未払金	157,835	153,100
1年内償還予定の社債	-	30,000
短期借入金	97,641	96,714
未払法人税等	10,680	6,824
繰延税金負債	873	246
前受金	42,096	51,582
賞与引当金	8,210	6,090
役員賞与引当金	438	354
その他	83,952	75,479
流動負債合計	401,728	420,393
<b>固定負債</b>		
社債	251,059	220,445
長期借入金	627,054	658,869
繰延税金負債	10,070	5,958
退職給付引当金	15,294	15,506
役員退職慰労引当金	2,077	1,950
特別修繕引当金	18,473	18,550
独禁法関連引当金	1,728	1,728
その他	71,230	76,681
固定負債合計	996,989	999,689
負債合計	1,398,718	1,420,083
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	144,319	144,319
資本剰余金	155,658	155,628
利益剰余金	472,277	445,129
自己株式	1,905	1,959
株主資本合計	770,349	743,117
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	24,846	6,548
繰延ヘッジ損益	43,182	57,077
為替換算調整勘定	67,385	89,664
その他の包括利益累計額合計	85,721	140,193
少数株主持分	43,466	41,352
純資産合計	728,094	644,275
負債純資産合計	2,126,812	2,064,358



【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間において、連結の範囲又は持分法適用の範囲の重要な変更はない。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

## 偶発債務

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
(1) 保証債務等	(1) 保証債務等
連結会社(当社及び連結子会社)以外の会社の金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行っている。	連結会社(当社及び連結子会社)以外の会社の金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行っている。
NYK ARMATEUR S.A.S. 31,303百万円	NYK ARMATEUR S.A.S. 26,906百万円
TATA NYK SHIPPING PTE. LTD. 6,094 "	TUPI NORDESTE LTD. 8,576 "
YEBISU SHIPPING LTD. 5,473 "	TATA NYK SHIPPING PTE. LTD. 5,568 "
OJV CAYMAN 5 LTD. 5,266 "	OJV CAYMAN 5 LTD. 5,266 "
OJV CAYMAN 1 LTD. 4,708 "	YEBISU SHIPPING LTD. 5,060 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD. 3,110 "	OJV CAYMAN 1 LTD. 4,708 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD. 3,028 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD. 2,852 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD. 2,996 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD. 2,787 "
CAMARTINA SHIPPING INC. 2,941 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD. 2,751 "
INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD. 及び (NO.2) LTD. 2,754 "	CAMARTINA SHIPPING INC. 2,612 "
ETESCO DRILLING SERVICES, LLC 2,470 "	INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD. 及び (NO.2) LTD. 2,504 "
飛島コンテナ埠頭(株) 1,884 "	ETESCO DRILLING SERVICES, LLC 2,407 "
LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE.LTD. 1,548 "	UNITED EUROPEAN CAR CARRIERS B.V. 1,814 "
J5 NAKILAT NO.1 LTD. 1,322 "	飛島コンテナ埠頭(株) 1,808 "
OJV CAYMAN 3 LTD. 1,320 "	LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE.LTD. 1,543 "
J5 NAKILAT NO.3 LTD. 1,299 "	J5 NAKILAT NO.1 LTD. 1,332 "
J5 NAKILAT NO.6 LTD. 1,273 "	J5 NAKILAT NO.3 LTD. 1,311 "
J5 NAKILAT NO.4 LTD. 1,271 "	OJV CAYMAN 3 LTD. 1,308 "
J5 NAKILAT NO.7 LTD. 1,255 "	J5 NAKILAT NO.6 LTD. 1,283 "
J5 NAKILAT NO.8 LTD. 1,250 "	J5 NAKILAT NO.4 LTD. 1,281 "
J5 NAKILAT NO.2 LTD. 1,242 "	J5 NAKILAT NO.7 LTD. 1,280 "
THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD. 1,220 "	J5 NAKILAT NO.8 LTD. 1,261 "
J5 NAKILAT NO.5 LTD. 1,219 "	J5 NAKILAT NO.2 LTD. 1,253 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.4 LTD. 1,082 "	J5 NAKILAT NO.5 LTD. 1,227 "
船舶保有・貸渡関係会社等(7社) 10,502 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.4 LTD. 1,082 "
従業員 1,645 "	船舶保有・貸渡関係会社等(6社) 10,176 "
その他46社 6,703 "	従業員 1,460 "
計 106,188 "	その他28社 5,752 "
	計 107,183 "

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)	
(2) 連帯債務		(2) 連帯債務	
他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額	他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額
(株)商船三井	2,000百万円	(株)商船三井	925百万円
川崎汽船(株)	822 "	川崎汽船(株)	380 "
飯野海運(株)	219 "	飯野海運(株)	101 "
計	3,041 "	計	1,407 "
連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。		連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。	
(3) 連結子会社が船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は37,065百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は平成30年12月までの間に終了する。		(3) 連結子会社が船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は39,238百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は平成33年6月までの間に終了する。	
(4) 当社及び連結子会社である日本貨物航空(株)が航空機に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には、残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は25,858百万円であり、リース期間終了後に当該リース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は平成25年12月までの間に終了する。		(4) 当社及び連結子会社である日本貨物航空(株)が航空機に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には、残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は23,793百万円であり、リース期間終了後に当該リース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は平成30年6月までの間に終了する。	
(5) 連結子会社である日本貨物航空(株)は、航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連して、米国において、請求金額を特定しないまま損害賠償請求訴訟(集団訴訟)を提起されている。 集団訴訟の結果については、日本貨物航空(株)の経営成績に影響を及ぼす可能性があるが、その結果を合理的に予測することは困難である。		(5) 同左	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	75,339百万円	74,082百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,395	利益剰余金	2	平成22年3月31日	平成22年6月24日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	10,182	利益剰余金	6	平成22年9月30日	平成22年11月22日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	8,484	利益剰余金	5	平成23年3月31日	平成23年6月24日
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	3,393	利益剰余金	2	平成23年9月30日	平成23年11月22日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項なし。

(追加情報)

四半期連結包括利益計算書における持分変動差額は、当社の連結子会社である郵船ロジスティクス(株)との海外事業統合に伴う組織再編によるものである。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結累計期間より報告セグメントの並び順を変更している。この並び順の変更がセグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に与える影響はない。

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント								計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	定期船 事業	不定期 専用船 事業	物流 事業	ターミ ナル関 連事業	客船 事業	航空運送 事業	不動 産業	その他 の事業			
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	358,047	605,133	299,791	69,796	28,712	60,366	7,113	52,792	1,481,753		1,481,753
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,660	3,928	967	22,891		7,304	1,511	64,186	103,450	103,450	
計	360,708	609,062	300,758	92,688	28,712	67,670	8,625	116,979	1,585,204	103,450	1,481,753
セグメント利益 又は損失( )	33,067	55,232	6,726	5,834	798	7,029	3,530	476	110,144	11	110,156

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額の内容は、セグメント間取引及び振替高に係る調整である。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	一般貨物輸送事業				不定期 専用船 事業	その他事業			計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	定期船 事業	ターミ ナル関 連事業	航空運送 事業	物流事業		客船事業	不動産業	その他 の事業			
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	317,196	82,603	55,505	272,988	536,709	24,509	6,721	54,785	1,351,019		1,351,019
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,958	23,198	7,080	2,577	2,975		1,281	79,228	119,299	119,299	
計	320,155	105,801	62,585	275,565	539,685	24,509	8,003	134,013	1,470,318	119,299	1,351,019
セグメント利益 又は損失( )	31,118	6,102	3,117	7,790	10,142	3,832	3,101	106	24,875	12	24,862

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額の内容は、セグメント間取引及び振替高に係る調整である。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の経常損失と調整を行っている。

## 2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結累計期間より、当社グループの物流事業の再編に伴い「ターミナル関連事業」、「物流事業」、「不定期専用船事業」に係る事業・役務区分の一部見直しを行なった。当該変更を反映した各報告セグメントの主要な事業・役務の内容、並びに当該変更に伴う前第3四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報は以下のとおりである。

報告セグメント	主要な事業・役務の内容
定期船事業	外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店
ターミナル関連事業	コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業
航空運送事業	航空運送業
物流事業	倉庫業、貨物運送取扱業、沿海貨物海運業
不定期専用船事業	外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店
客船事業	客船の保有・運航業
不動産業	不動産の賃貸・管理・販売業
その他の事業	機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	一般貨物輸送事業				不定期専用船事業	その他事業			計	調整額(注1)	四半期連結損益計算書計上額(注2)
	定期船事業	ターミナル関連事業	航空運送事業	物流事業		客船事業	不動産業	その他の事業			
売上高											
(1) 外部顧客に対する売上高	358,047	86,301	60,366	299,031	589,387	28,712	7,113	52,792	1,481,753		1,481,753
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,660	23,600	7,304	2,793	8,449		1,511	64,186	110,506	110,506	
計	360,708	109,902	67,670	301,825	597,836	28,712	8,625	116,979	1,592,260	110,506	1,481,753
セグメント利益又は損失( )	33,067	6,113	7,029	7,547	54,133	798	3,530	476	110,146	10	110,156

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額の内容は、セグメント間取引及び振替高に係る調整である。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額(円)	41.98	10.18
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失( )(百万円)	71,249	17,275
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失( )(百万円)	71,249	17,275
期中平均株式数(千株)	1,697,308	1,696,802
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		2026年満期ユーロ円建現金決済条項及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債は、平成23年9月20日に一部繰上償還している。

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

平成23年10月31日に開催された取締役会において、第125期の中間配当に関し次のとおり決議した。

中間配当金の総額 3,393百万円

1株当たりの金額 2円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年11月22日

(注) 当社定款第50条の規定に基づき、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行う。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月9日

日本郵船株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板垣雄士印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松浦利治印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本郵船株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結貸借対照表及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。